

Sharing Competences: The EU and Member States

EUと加盟国の権限分担

欧州統合は、平和と安定と繁栄をもたらすための取り組みから始まりました。欧州連合(EU)加盟国が国家主権の一部をEUに移譲して共通の権限とすることにした結果、加盟国間の経済的、社会的結束は強まり、経済活動は調和的かつ持続的に発展し、市民生活は向上しました。同時に、欧州統合は平和と安定はもとより、加盟国間に前例のない良好な共存関係をもたらし、その恩恵は6次にわたる拡大によって新規加盟国にも及んでいます。

EUの政策上の権限には、1) 排他的なもの、2) 加盟国と共有するもの、3) 加盟国の政策を調整、支援、補充するもの、があります。EUが排他的な権限を持つ分野については、EUと加盟国の権限の分担問題は生じませんが、それ以外の分野では、どこが権限を持つかの判断は、EUの重要な統治原則となっている「**補完性の原則**」に従って行われています。

しかし、EUがかかわる政策の多くは、EUが加盟国と権限を共有しています。これらについては、分野ごとに基本条約で立法手続きが規定されています。ただ

し、EUと加盟国が権限を共有する政策領域であっても、ひとたびEU法として成立した場合、そのEU法は加盟国を拘束します。すなわち、EU法と抵触する加盟国の国内法は、EU法の優位の原則に基づいて、効力を失います。

半世紀にわたる拡大と深化の結果、EUが関わる政策領域は多岐にわたり、今やEU政策が欧州市民の日常生活や企業活動、さらには国際政治に与える影響も飛躍的に増大しました。グローバル化の進展など、国家を取り巻く環境が大きく変化した現在の社会において、一国で効果的に対処することが困難な政策課題が非常に増え、EUは地球温暖化や地域紛争への取り組みなど、新たな地球規模の課題への対処でも存在意義を強めています。

その一方で、EUと加盟国の権限分担が複雑化し分りにくくなってきたことも事実です。現在批准手続き中のリスボン条約では、EUの政策権限領域に関して新たに1編を設け、EUと加盟国の権限分担を整理・分類し、明確化しています。EU

リスボン条約で規定されるEUの権限領域

EUが排他的な権限を持つ領域		関税同盟、競争政策、ユーロ圏の金融政策、共通漁業政策下での海洋生物資源の保全、通商政策
EUが加盟国と権限を共有する領域	EU法が優位する領域	域内市場、条約で認められた社会政策、経済・社会・領土の結束、農業・漁業(海洋生物資源の保全を除く)、環境、消費者保護、運輸、欧州横断網、エネルギー、自由・安全・公正の領域、公衆衛生問題における共通の安全性関心事項
	加盟国も独自の政策を採択できる領域	研究・技術開発、宇宙、開発協力・人道援助
加盟国がEUの枠内で政策を調整する領域		経済政策、雇用政策、社会政策
EUが加盟国の行動を支援、調整、補充する領域		人の健康の保護と向上、産業、文化、観光、教育・職業訓練・青年・スポーツ、防災、行政協力
立法権を伴わないEUの権限領域(政府間協力)		共通外交・安全保障政策

EU用語

Glossary

補完性の原則 (Principle of subsidiarity)

補完性の原則とは、意思決定は可能な限り市民に近いレベルで行われるべきであり、EUとして行動をとるのは、加盟国や地域レベルの行動ではより効果的な政策が期待できない場合に限る、としたEUの統治原則。この原則は、EUのいかなる行動も条約の目的を達成するのに必要な範囲を超えてはならない、とする「**比例性の原則**」と密接なかかわりを持っています。EUへの過度の権限集中と市民とかけ離れた政策決定を防ぐ目的で、EU加盟国や地方政府で採用されたこの統治原則が1993年のマーストリヒト条約で初めてEUに導入されました。1999年5月に発効したアムステルダム条約は、補完性の原則と比例性の原則を条約の付属議定書として採択しました。